

第17回勝山市議会議員選挙

投票日 **8月4日(日)**
投票時間 **午前7時～午後8時**

第8投票区 岩ヶ野公民館
第11投票区 北谷町コミュニティセンター
は午後6時まで

勝山市選挙管理委員会事務局（☎88-1116）



みんなで投票
大切な一票

選挙は、私たち国民が政治に参加する最も重要な機会です。
一人ひとりが自覚と良識をもって、1票を投じましょう。

明るい選挙キャラクター福井県版「めいすいサウルス」

勝山市で投票できる方

- ◆平成13年8月5日以前に生まれた方（投票日当日に満年齢18歳に達している方）
- ◆平成31年4月28日以前に住民登録し、引き続き勝山市に居住している方
- ◆成年被後見人の方も投票できます

市内で住所を変更
された方の投票場所

令和元年7月18日から投票日までの間に、勝山市内で転居届を出された方は、入場券に記載されている元の住所地の投票所で投票してください。



平成30年度勝山市明るい選挙啓発ポスターコンクール 小学校の部 最優秀賞 伊東大悟さんの作品

投票日にはサイレンが鳴ります

投票開始の午前7時と、投票所閉鎖1時間前の午後7時（ただし、第8・11投票区を除く）に、公民館などでサイレンを鳴らします。

市民会館で即日開票

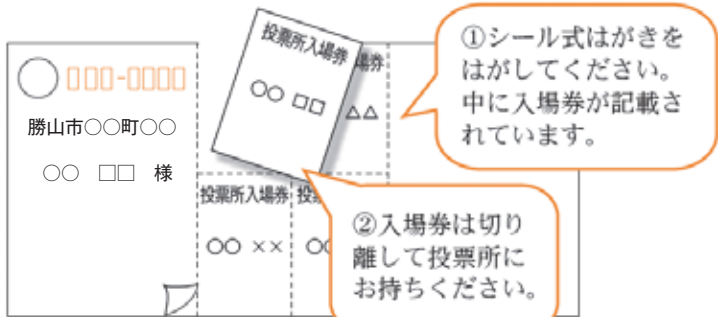
開票の参観をご希望の方は、当日の午後8時30分から市民会館玄関前で受け付けます。
開票開始時間▶午後9時～
開票場所▶市民会館大ホール
参観者▶200人まで



平成30年度勝山市明るい選挙啓発ポスターコンクール 中学生の部 最優秀賞 齊藤茉凜さんの作品

投票所入場券を
郵送します

ハガキに各世帯の有権者が4人まで記載された入場券が郵便で届きます（有権者が5人以上の世帯には、2通以上のハガキが届きます）。
※入場券を忘れた場合でも、本人確認のうえ投票ができますが、確認作業のためお時間をいただきます



①シール式はがきをはがしてください。中に入場券が記載されています。

②入場券は切り離して投票所にお持ちください。

期日前投票について

投票日当日、仕事や旅行などで都合の悪い方は、期日前投票制度をご利用できます。その場合は、選挙期日に投票できない理由を選択する「宣誓書」をご記入いただきます。（事前記入可）
宣誓書は市ホームページからダウンロードまたは各公民館で入手できます。

◆期日前投票ができる期間

期 間 ▼7月29日(月)～8月3日(土)
午前8時30分～午後8時
投票場所 ▼市役所1階の期日前投票所（中央公園側入口）

※8月1日(木)～3日(土)は、すこやかでも投票できます

※入場券をお持ちください

不在者投票について

お仕事や学校などで他の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会、不在者投票ができます。

- 投票の手順
①勝山市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求
②投票用紙、投票用封筒、



不在者投票証明書が本人へ郵送されます
③郵送された書類を持って滞在先の選挙管理委員会、不在者投票を行います
からだの不自由な方へ
1 郵便等による不在者投票ができます
身体に重度の障がいのある方は「郵便等による不在者投票」の制度があります。
身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けている方で、障がいの程度が下表に該当する方が申請できます。
郵便等投票証明書の交付申請郵便などによる不在者投票を行うためには、勝山市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」（7年間有効。要介護5の方は被保険者証の有効期限）の交付を受けることが必要です。

障がいの部位 手帳など	両下肢・体幹・移動機能	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	免疫・肝臓
身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級	1級から3級まで
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症まで（両下肢・体幹）	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで（肝臓）
介護保険の被保険者証	介護保険法の被保険者証の要介護状態区分が要介護5		

2 代理投票について

投票所で、からだの不自由などの理由により、自分で候補者名などを書くことができない方は、代理投票ができます。受付で「代理投票を」と伝えてください。補助者が本人立ち会いのうえ、代理投票します。

3 点字投票について

視覚に障がいのある方は、点字で投票することもできます。点字器および点字の候補者などの名簿も投票所に備えてあります。

みなさんの投票場所はこちからです ※境、戸倉、西ヶ原、新道にお住まいの方は、荒土公民館が投票所です

投票区名	施 設 の 名 称	投 票 区 の 区 域
第1投票区	勝山市役所	元町1丁目、本町1丁目～4丁目、栄町1丁目～5丁目、沢町1丁目
第2投票区	きたこども園	沢町2丁目、芳野町1丁目～2丁目、長山町1丁目～2丁目
第3投票区	成器西小学校	昭和町1丁目～3丁目、旭町1丁目
第4投票区	成器南幼稚園	元町2丁目～3丁目、立川町1丁目～2丁目
第5投票区	旭町二丁目区民会館	旭町2丁目～3丁目、旭毛屋町
第6投票区	猪野瀬公民館	片瀬、片瀬町1丁目～2丁目、猪野口、若猪野、高島、毛屋町、毛屋、西高島、猪野、平泉寺町岡横江
第7投票区	平泉寺公民館	平泉寺、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、神野、経塚
第8投票区	岩ヶ野公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原
第9投票区	福祉健康センター「すこやか」	郡町1丁目～3丁目、郡、滝波町1丁目～5丁目、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、上芳野
第10投票区	栃神谷公民館	栃神谷、暮見、野向町薬師神谷
第11投票区	北谷町コミュニティセンター	中尾、北六呂師、河合、木根橋、小原、杉山、谷
第12投票区	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第13投票区	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎、境、戸倉、西ヶ原、新道
第14投票区	北郷公民館	西妙金島、檜曽谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第15投票区	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第16投票区	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村
第17投票区	遅羽公民館	下荒井、嶗崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島